LEC社会保険労務士講座/テキスト・レジュメ訂正情報

Maintext Authentic 〈2023 年度版〉

(2023年度合格目標 Kudo project Swing-by Seminar 講義使用教材)

(2023/08/07 現在)

2023 年度合格目標 Kudo project Swing-by Seminar の講義使用教材である「2023 年度版 Maintext Authentic」におきまして以下の訂正箇所がございます。 大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

・最新 2023/08/07 更新分

【2022/11/14 更新分】

Tool box I (RU23251)

		訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P44	3 上から14行目	2013年(平成25)年	2033年(令和5年)

※上記補正に誤りがございましたので、改めて下記【2022/11/28】のとおり補正させていただきます。

【2022/11/28 更新分】

Tool box I (RU23251)

		訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P44	3 上から14行目	<u>2013</u> 年(平成 <u>25</u>)年	<u>2023</u> 年(平成 <u>35</u> 年)

※訂正後の()内の表記は、原文のまま平成表記としております。

健康保険法 (RU23253)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P18 健保-015 要点整理 (8) ●●●	合会の招集(令7条)	<u>組</u> 合会の招集(令7条)

【2023/03/27 更新分】

健康保険法 (RU23253)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P201 健保-071 要点整理 (1) 2行目	(1 児につき <u>40 万</u> 8 千円)	(1児につき <u>48万</u> 8千円)
改正	P201 健保-071 要点整理 (1) (※1) 1行目	<u>40万</u> 8千円	48万8千円
改正	P207 健保-073 要点整理 (1) 2行目	(1 児につき <u>40 万</u> 8 千円)	(1児につき <u>48万</u> 8千円)
改正	P207 健保-073 要点整理 (1) (※1) 1行目	<u>40万</u> 8千円	48万8千円
改正	P244 健保-100 要点整理 (2) 3行目 2か所	<u>40 万</u> 8 千円	<u>48万</u> 8千円
改正	P293 健保-123 要点整理 多	令和 <u>4年</u> の延滞税特例基 準割合について ・令和 <u>4年</u> 1月1日~令和 <u>4年</u> 12月31日の間	令和 <u>5年</u> の延滞税特例基 準割合について ・令和 <u>5年</u> 1月1日~令和 <u>5年</u> 12月31日の間

社会保絵一般常識(RU23254)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
	P190 船保-009	1 児につき <u>40 万</u> 8 千円	1 児につき <u>48 万</u> 8 千円
改正	要点整理 (1)		
	3行目		
	P190 船保-009	<u>40万</u> 8千円	<u>48万</u> 8千円
改正	要点整理 (1) (※1)		
	1 行目		
	P251 確拠-002	(以下「 <u>第4</u> 厚生年金被保	(以下「 <u>第4号</u> 厚生年金被
訂正	条文	険者」という)	保険者」という)
	下から1行目		
	P309 支援-004	当該特定扶養親族等1人	当該特定扶養親族等1人
訂正	(1) 1つ目の Point!!	につき 63 万円 とする)を	につき 63 万円 とする。
	(※2)5行目	加算した額とする。	
	P313 支援-005	当該特定扶養親族等1人	当該特定扶養親族等1人
訂正	(1) 1つ目の Point!!	につき 63 万円 とする)を	につき 63 万円とする。
	(※2)5行目	加算した額とする。	

年金法 I (RU23255)

		訂正箇所	訂正前	訂正後
	P173	国年-031	第1号厚生年金被保険者	第1号厚生年金被保険者
訂正	(1)	(※1) 1行目	の資格を喪失した後引き	の資格を喪失した後引き
印工工			続き厚生年金保険の被保	続き <u>第1号</u> 厚生年金保険
			険者の資格	の被保険者の資格

年金法Ⅲ(RU23257)

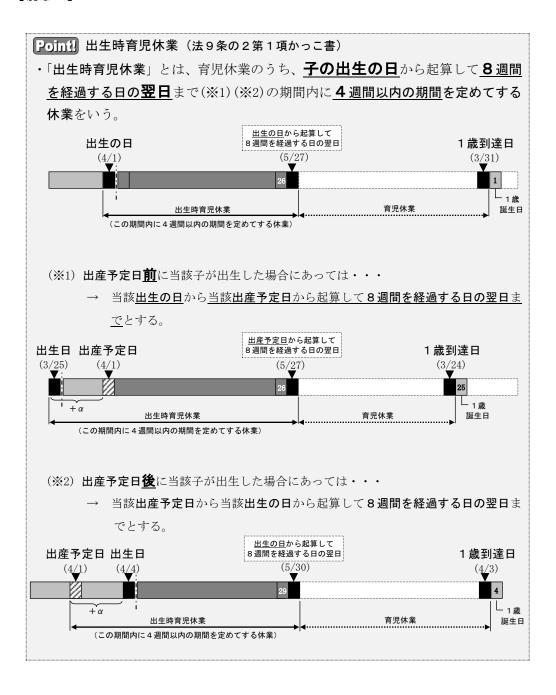
	訂正箇所	訂正前	訂正後
	P524 厚年-117	○第1号 平均標準報酬額	○第1号 平均標準報酬額
	(2) 【2以上の種別の	(10 月平均) × 2.2 - a	(10 月平均) × 2.2 ×
訂正	被保険者であった期間	\times 10/25 · · · (A)	$10/25 \cdot \cdot \cdot (A)$
自打工	を有する者に係る脱退	○第4号 平均標準報酬額	○第4号 平均標準報酬額
	一時金の計算例】	(15 月平均) × 2.2 = b	(15 月平均) × 2.2 ×
		\times 15/25 · · · (B)	15/25 · · · (B)

労働一般常識(RU23258)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P106 育介-003 要点整理 (1) Point! の図	【別添1】に差替え	
訂正	P196 労推-008 条文 CHECK 2行目~3行目	(雇入れ時は翌月 10 日までに、離職時は <u>離職した日</u> の翌日から起算して 10 日以内に)	(雇入れ時は翌月 10 日までに、離職時は <u>当該事実のあった日</u> の翌日から起算して 10 日以内に)
訂正	P298 女性-004 条文 ●一般事業主行動計画 の策定等(法8条) 3行目	国及び地方公共団体以外 の事業主(以下「一般事業 主」という)であって、常 時雇用する労働者の数が 300 人を超えるもの は、・・・	国及び地方公共団体以外 の事業主(以下「一般事業 主」という)であって、常 時雇用する労働者の数が 100 人を超えるもの は、・・・
訂正	P299 女性-004 条文 ●一般事業主行動計画 の策定等(法8条) Point 1つ目の・ 1行目	・常時雇用する労働者の数 が <u>300 人</u> を超える一般事 業主は、・・・	・常時雇用する労働者の数 が <u>100 人</u> を超える一般事 業主は、・・・

	P299 女性-004	・常時雇用する労働者の数	・常時雇用する労働者の数
	条文	が 300 人以下の一般事業	が <u>100 人</u> 以下の一般事業
訂正	●一般事業主行動計画	主は、	主は、
B1 TT	の策定等(法8条)		
	Pointl 2つ目の・		
	1行目		
	P299 女性-004	・常時雇用する労働者の数	・常時雇用する労働者の数
	条文	が <u>300 人</u> を超える一般	が <u>100 人</u> を超える一般
訂正	●一般事業主行動計画	事業主は、	事業主は、
	の策定等(法8条)		
	CHECK 1行目		
	P301 女性-004	全文削除のうえ、【 別添2 】	に差替え
	条文		
訂正	●一般事業主による女		
	性の職業選択に資する		
	情報の公表(法 20 条)		
	P302 女性-005	300 人	100 人
	条文		
訂正	●報告の徴収並びに助		
	言、指導及び勧告(法30		
	条) 2箇所		
	P302 女性-005	300 人	100 人
訂正	条文		
日十十	●公表 (法 31 条)		
	4 箇所		

【別添1】



【別添2】

●一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表(法 20 条) **2002 改正**

常時雇用労働者数	情報の公表内容
	次に掲げる情報を定期的に 公表しなければならない 。
⊕200 ı ‡ 7	①その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する 職業生活
①300人超 (法20条1項)	に関する機会の提供 に関する 実績
(佐20 朱 1 頃)	②その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用
	環境の整備に関する 実績
②100 人超	上記①又は②の情報のうち少なくともいずれか一方を定期的に
300 人以下	公表しなければならない。
(法20条2項)	
③100 人以下	上記①又は②の情報のうち少なくとも いずれか一方 を 定期的に公
(法20条3項)	表するよう 努め なければならない。

【2023/07/25 更新分】

Tool box II (RU23252)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P267 7(1)保険料 CHECK 下から4行目	限度額は、 <u>20 万円</u>	限度額は、 <u>22 万円</u>
改正	P267 7(1)保険料 CHECK 下から3行目	①~③の合計額は 102 万円	①~③の合計額は 104 万円

健康保険法(RU23253)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P203 健保-071 図中 出産育児一時金 の支給対象	<u>40万</u> 8千円	<u>48万</u> 8千円
改正	P203 健保-071 図中 出産育児一時金 の支給対象	<u>42 万</u> (加算後)	<u>50 万</u> (加算後)

年金法Ⅱ(RU23256)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P251 厚年-051 例 図	【別添3】に差替え	
改正	P288 厚年-064 CHECK ・2つ目	令和5年度における支給停 いる。	止調整額は <u>48 万円</u> とされて

年金法Ⅲ(RU23257)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
P594 国年-092			
改正		②年7.3% → 延滞税特例基準割合に年1%を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%) (令和5年1月1日~令和5年12月31日:2.4%)	

労働者災害補償保険法(RU23261)

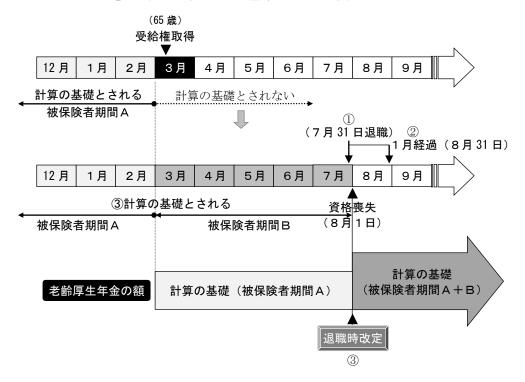
	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P135 労災-031 【常時介護の場合】 ① 1箇所	171,650円	172,550円
改正	P135 労災-031 【常時介護の場合】 ② 3箇所	75, 290 円	77, 890 円
改正	P135 労災-031 ※	(上限額: <u>85,780 円</u> 、最 低保障額: <u>37,600 円</u>)。	(上限額: <u>86,280 円</u> 、最 低保障額: <u>38,900 円)</u> 。
改正	P135 労災-031 Point! 2つ目 ・1つ目	…については 75,290 円(随時介護の場合 37,600円)の最低保障はない。	…については 77,890 円(随時介護の場合 38,900円)の最低保障はない。
改正	P135 労災-031 Point! 2 つ目 ・2 つ目	…、75,290円 (随時介護の場合 37,600円)の最低保障はない。	…、 <u>77,890 円</u> (随時介護 の場合 <u>38,900 円</u>) の最低 保障はない。

労働安全衛生法(RU23264)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P39 安衛-014	・・・1 月当たり <u>100 時間</u> を超えた労働者	・・・1月当たり <u>80 時間</u> を超えた労働者
由1117	②上から4行目	で超れたが関右	で促んたが関石
	P225 巻末資料	1に、同時に就業する男性	1 に、同時に就業する男性
訂正	5 事務所衛生基準規	労働者の数が 30 人を超え	労働者の数が 30 人を超え
B) TT	則の改正	る <u>60 人</u> 又その端数を増す	る <u>30 人</u> 又はその端数を増
	③表中 個所数 30 人超	ごとに1を加えた数	すごとに1を加えた数

【別添3】

- ⑩ 在職中の3月に65歳に達し老齢厚生年金の受給権を取得し、その後7月31日 に退職により8月1日に資格を喪失した場合
 - → 「その日」である7月31日を基準として8月改定



2023/08/07 更新分】

労働一般常識(RU23258)

		新一般 (NO20200) 訂正前	訂正後
	P272 障雇-005	障害者である労働者の人	対象障害者である労働者
訂正	要点整理 (4)	数の算定にあたっては、	の人数の算定にあたって
	3行目	30 × 31 /2 (= 0) /2 × (10 (は、
	P272 障雇-005	①身体障害者又は知的障	①対象障害者
訂正	要点整理 (4)	害者	<u> </u>
	①1行目		
	P272 障雇-005	その1人をもって 0.5 人	当分の間、その1人をもっ
改正	要点整理 (4)	<u></u> に相当する	<u> </u>
	⑤1行目		
	P272 障雇-005	相当する身体障害者又は	相当する対象障害者であ
訂正	要点整理 (4)	知的障害者である労働者	る労働者とみなされる <u>(則</u>
	⑤2行目	とみなされる <u>。</u>	<u>附則 6 条)。 <mark>資工</mark></u>
	P273 障雇-005		
	要点整理 (4)		
改正	【障害者人数算定のま	1人をもって 0.5人	1人をもって <u>1人</u>
LOCAL.	とめ】の表中	1 / 2 0 5 C 0.0 / _	2002
	③精神障害者の短時間		
	労働者の欄		
	P275 障雇-006	月額2万 <u>7千円</u>	月額2万 <u>9千円</u>
改正	要点整理 (3)		
3,11.	障害者雇用調整金		
	2行目		
	P276 障雇-006	超過人数1人につき、月額	超過人数1人につき、月額
	要点整理	2万 <u>7千円</u>	2万 <u>9千円</u>
改正	【障害者雇用納付金及		
	び障害者雇用調整金の		
	まとめ】表中(2)		